

相 続

すげの
菅野行政書士事務所
行政書士 菅野清弘

相続についての説明事項

1 説明事項

① 相続の基本原則

イ 相続開始の原因（いつ発生するか）

相続の開始要件：被相続人の死亡（民882）

ロ 相続人（誰が相続するか）

民法の定める相続人の種類は「血族」と「配偶者」の2種類（民887,889,890）

第1型 血族

血族には順位がついている

第1順位 被相続人の子またはその代襲者

第2順位 直系尊属

第3順位 兄弟姉妹またはその代襲者

第2型 配偶者

配偶者は常に血族の相続人と同順位で相続者となる

※内縁者に相続権は認められない。

ハ 相続財産

a 被相続人の財産に属した一切の権利義務は、例外を除き、すべて相続人が承継

b 一身に存続したものは継承されない（著作権、生活保護受給権等）

c 祭祀財産は祖先の祭祀を主催すべきものが継承する

d 死亡退職金は受給権者が自己固有の権利として取得する

e 遺族年金も死亡退職金と同様、相続財産に属さない

f 生命保険金

受取人が被相続人の場合は相続財産となる

受取人が相続人中の特定の者である場合は相続財産とならない

ニ 相続分

被相続人は遺言により相続分を指定できる（民902）

この指定がないときに民法の定める相続分（法定相続）が適用される

法定相続分は一応の割合である

生前贈与、遺言による贈与（遺贈）、相続人の財産形成に対する寄与などを

考慮し、具体的な相続分を算出してそれをもとに遺産分割

② 相続の選択

イ 相続選択の自由

単純承認 一身存続的な権利を除き一切の権利義務を包括的に継承する（民896）

限定承認 相続財産の範囲内で債務を弁済し、あまりがあれば相続する

相続放棄 相続放棄をした者は初めから相続人ならなかったものとみなされる

ロ 熟慮期間

自己のために相続の開始があったことを知ったときから起算して3か月（民915）

③ 遺産分割

イ 遺産分割の基準

- ・ 遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行う（民906）
- ・ 共同相続人は分割禁止の遺言（民908）のない限り、いつでも協議で遺産の分割ができること（民907）
- ・ 協議不調の時は家庭裁判所に対し分割を請求することができる（民907）

ロ 分割の方法

現物分割	現物をそのまま配分する。土地であれば分筆するなどにより分割
換価分割	個々の財産を売却し、代金を配分する方法
代償分割	現物を特定の者が取得し、取得者は他の相続人にその具体的相続分に応じた金銭を支払う方法 ※現物を取得した者の支払い能力リスクがある
共有	共同相続人が、それぞれ共同所有の割合としての持ち分を有して一つの物を所有する

ハ 遺産分割自由の原則 ※

「法律行為自由の原則」に基づき、遺産分割の当事者全員の合意があれば、法定相続分や指定相続分に合致しない分割、被相続人の指定する遺産分割方法に反する分割も有効
遺産分割協議は法律や遺言者の意思より優先する。

死者の意思は生者の意思を拘束できない。

※ 法律行為については、原則として当事者の意図した通りの効果が認められるという原則

ニ 遺産分割の時期

遺産分割請求権は共有分割請求権と同じで消滅時効にかからない。

相続人は遺産分割の禁止がない限り、いつでも分割を請求できる（民907）

ホ 特別受益

相続人中に、被相続人から遺贈など贈与を受けた者がいるときはそれを考慮する

ヘ 寄与分

相続人中に被相続人の事業に関する労務の提供は又は財産の給付、被相続人の療養看護などの方法により被相続人の維持または増加に特別の寄与をした者がいるときは、協議により寄与分を定める。協議が整わないとき、協議ができないときは寄与した者の請求により、家庭裁判所が寄与分を定める（民904）

相続財産として引き継ぐもの・引き継がないもの

引き継ぐもの

プラスの財産

土地及び土地に関する権利	宅地、農地、山林、原野、牧場、雑種地、借地権、地上権 貸借権、温泉権など
家屋及び家屋に関する権利	家屋、庭園設備、倉庫、駐車場、借家権など
金融資産	現金、預貯金、株式、公社債、投資信託など
動産	家財道具、貴金属、書画骨董品、自動車など
無体財産権	特許権、著作権、商標権、電話加入権など
事業用・農業用の財産	機械、商品、原材料、農産物、牛馬、売掛金など
その他	ゴルフ会員権、生命保険契約に関する権利、未収配当金、 貸付金、未収金（地代、家賃など）、損害賠償請求権など

マイナスの財産

借金	借入金、住宅ローン
保証債務	保証人や連帯保証人としての地位
公租公課	滞納している所得税、固定資産税など
その他	クレジットカードの未決済分、治療・入院などの医療費
	未払分、買掛金、損害賠償などの債務など

引き継がないもの

弁護士、行政書士などの士業資格	不要請求権、生活保護受給権
運転免許、医療免許	親権者の地位、雇用契約上の地位

相続財産とならないもの

祭祀財産（お墓など）、死亡退職金、生命保険（受取人が被相続人でないもの） 遺族年金、形見分けの品

よくある質問

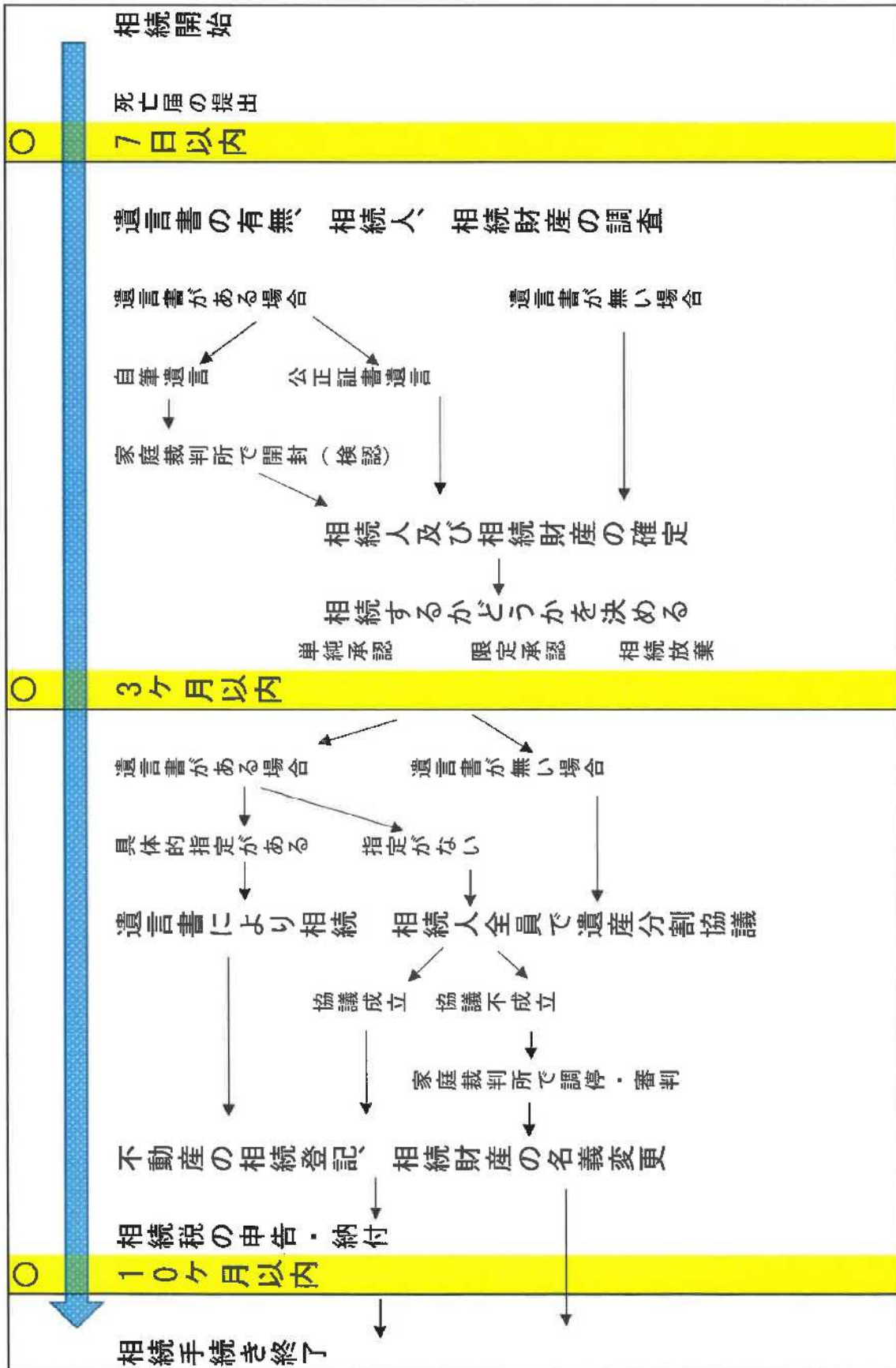
死亡したことにより誰も住まなくなった住居の管理費及び撤去費用

→家屋を相続した人が費用負担することになります。

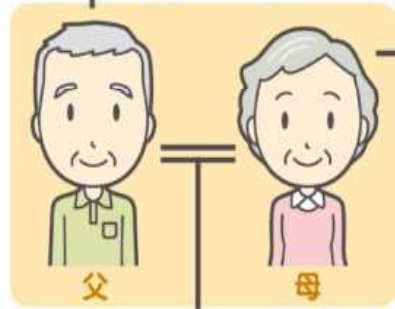
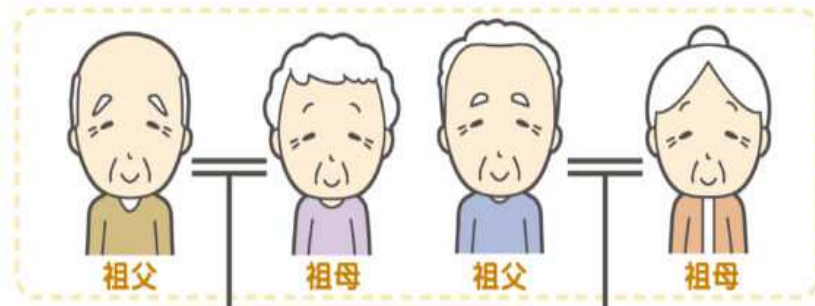
相続に係る登記費用は誰が負担することになりますか

→土地、家屋など登記が必要なものを相続した人が負担することになります。

相続開始から手続き終了までのスケジュール



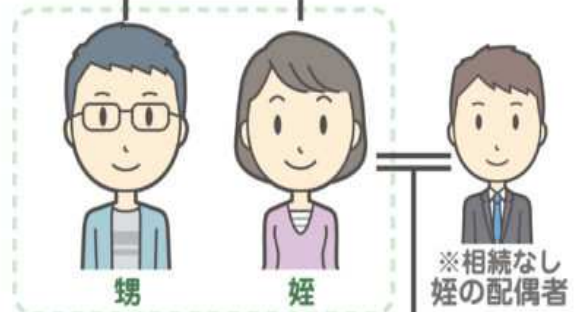
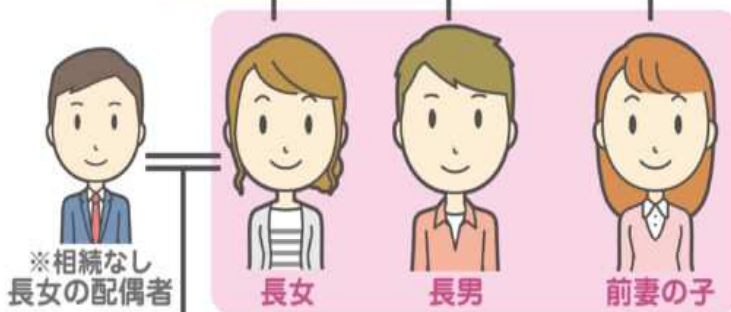
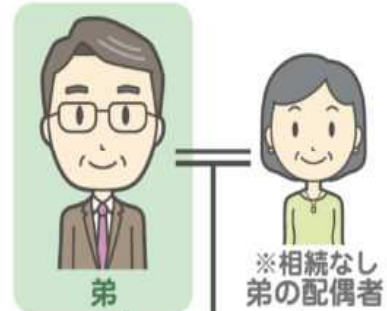
相続人関係図



第2順位 直系尊属

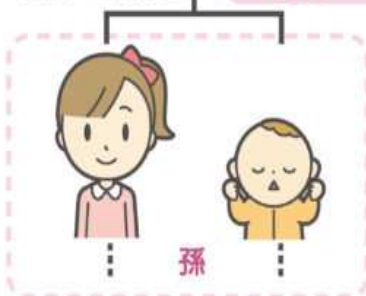
第1順位が誰もいない場合に相続人になる。
 父母が死亡している場合は
 祖父母が相続人となる。

常に相続人



第1順位 直系卑属

前妻の子や胎児を含む。
 子が死亡している場合は孫、
 孫が死亡している場合はひ孫が
 相続人となる。



第3順位 傍系血族

第1順位と第2順位が誰も
 いない場合に相続人になる。
 兄弟が死亡している場合は
 甥姪が相続人となる。



相続税の基礎控除

3,000
万円 +

2人 × 600万円



相続税の
基礎控除額

4,200
万円

まで
相続税がかからない

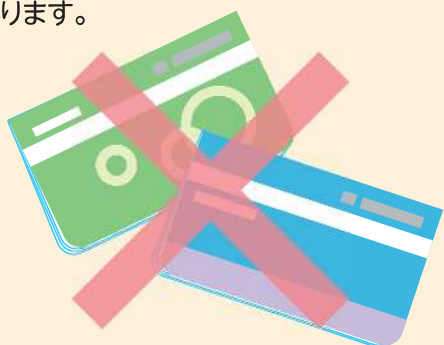
2019年7月1日(月)施行

ご存知ですか？ 遺産分割前の 相続預金の 払戻し制度



どんなとき？

口座名義人が亡くなれば、口座名義人の預金（相続預金）が遺産分割の対象となる場合には、遺産分割が終了するまでの間、相続人単独では相続預金の払戻しを受けられないことがあります。



どんな制度？

このため、遺産分割が終了する前であっても、各相続人が当面の生活費や葬儀費用の支払いなどのためにお金が必要になった場合に、相続預金の払戻しを受けられるよう、平成30年7月の民法等の改正により、相続預金の払戻し制度が設けられました。

何ができる？

この制度では、相続預金のうちの一定額については、お取引金融機関窓口で払戻しを受けられます。



注意 事項

- ▶ 制度利用には、所定の書類が必要となります（裏面）。書類を頂いた後、相続預金の払戻しまでには、内容の確認等のため一定の時間を要します。
- ▶ また、遺言相続のためこれらの制度を利用できない場合などもありますので、お取引金融機関にお問い合わせください。
- ▶ なお、これらの制度により払い戻された預金は、後日の遺産分割において、払戻しを受けた相続人が取得するものとして調整が図られることとなります。

改正民法で設けられた 2つの払戻し制度



家裁 家庭裁判所の 判断により 払戻しができる制度

- 家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所へ申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られます。

単独で払戻しができる額

= 家庭裁判所が仮取得を認めた金額



BANK 家庭裁判所の 判断を経ずに 払戻しができる制度

- 各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に以下の計算式で求められる額については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができます。
- ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）からの払戻しは150万円が上限になります。

単独で払戻しができる額

$$= \frac{\text{相続開始時の預金額}}{\text{（口座・明細基準）}} \times \frac{1}{3} \times \text{払戻しを行う相続人の法定相続分}$$

（例）相続人が長男、次男の2名で、相続開始時の預金額が1口座の普通預金600万円であった場合

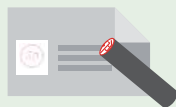
長男が単独で払戻しができる額 = $600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$

制度利用の際に必要な書類

遺産分割前の相続預金の払戻し制度を利用するに当たっては、本人確認書類に加え、概ね以下の書類が必要となります。ただし、お取引金融機関により、必要となる書類が異なる場合がありますので、くわしくは、お取引金融機関にお問い合わせください。



- 1 家庭裁判所の審判書謄本
（審判書上確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書も必要）



- 2 預金の払戻しを希望される方の
印鑑証明書

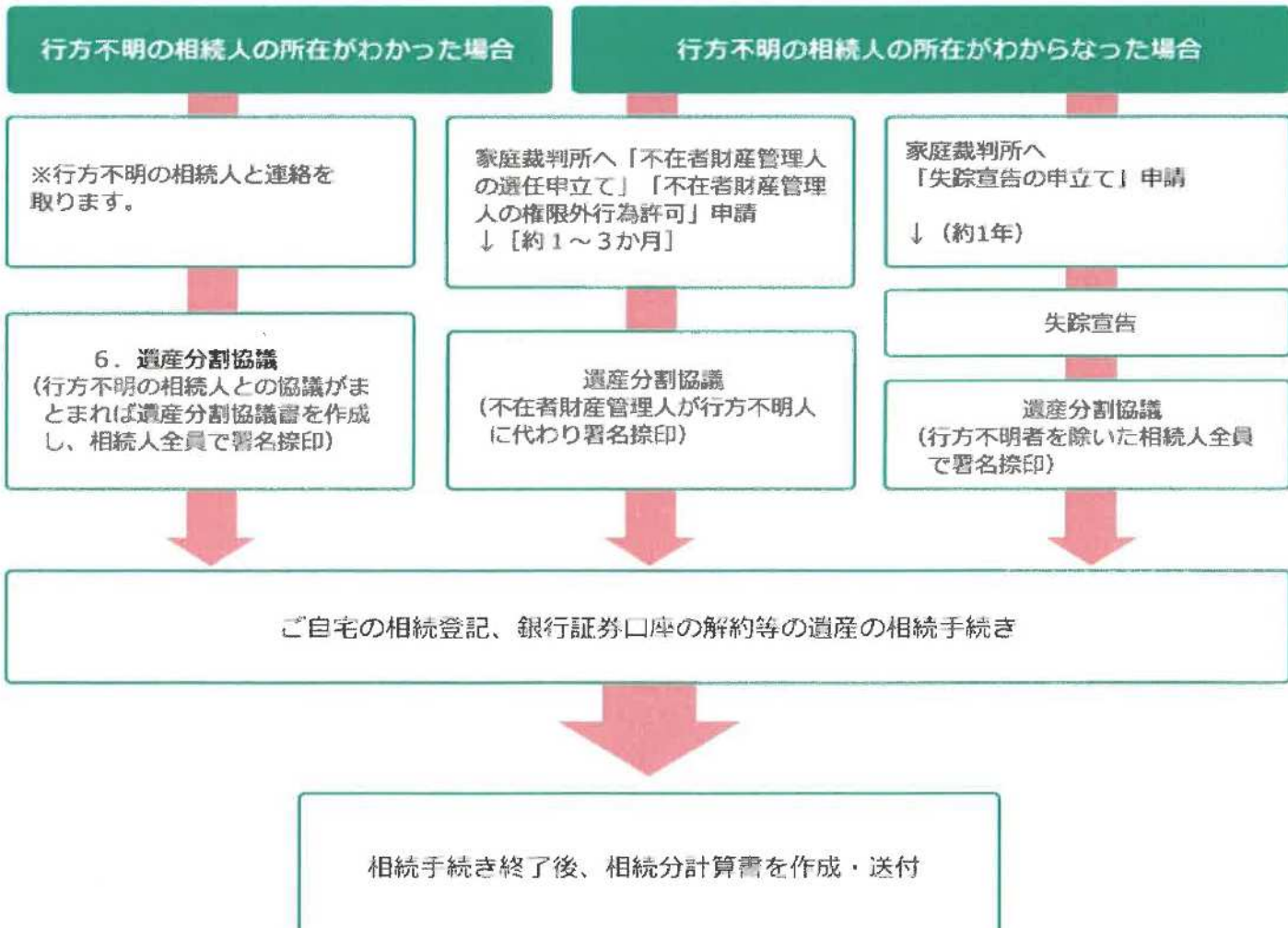
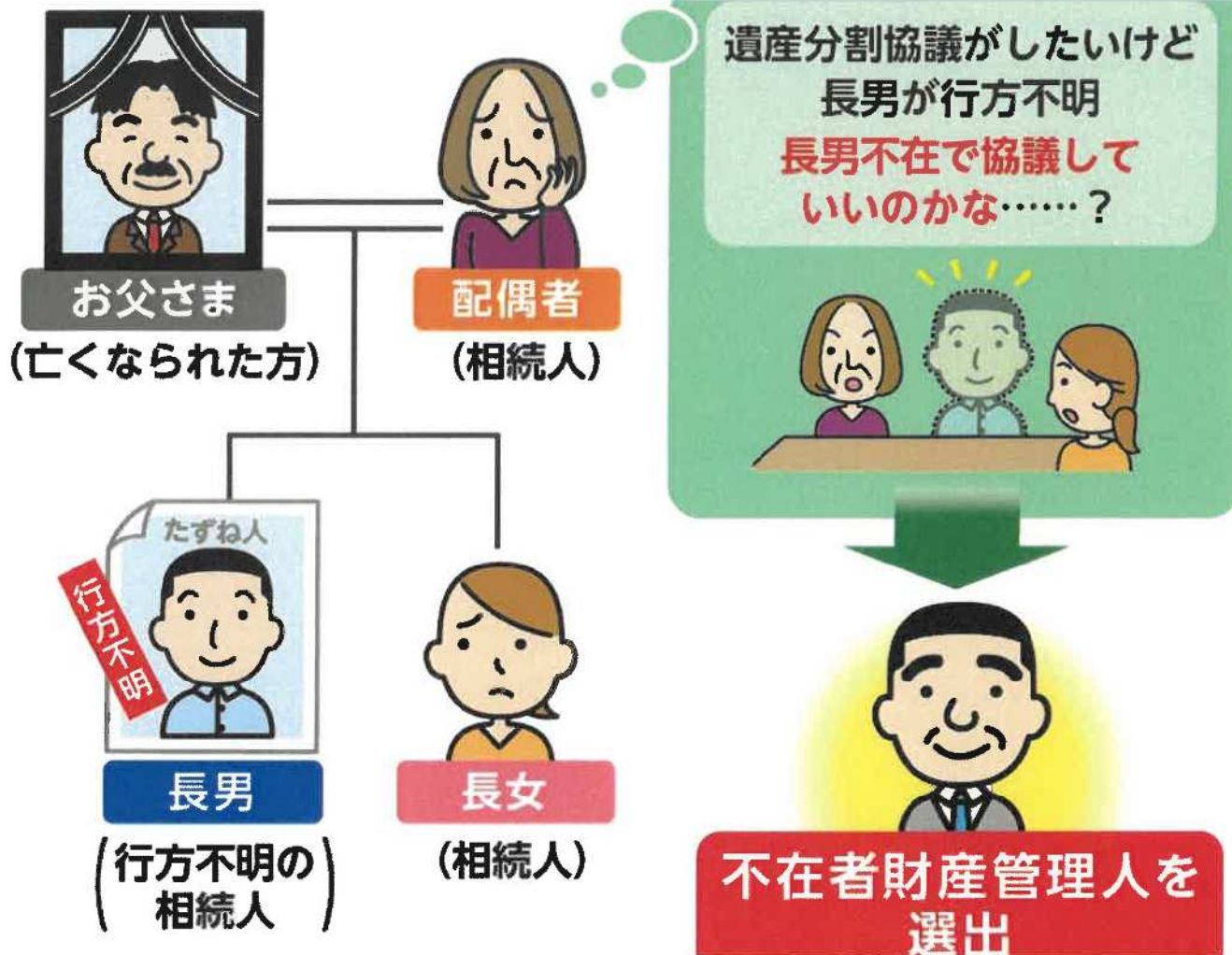


- 1 被相続人（亡くなられた方）の除籍謄本、
戸籍謄本または全部事項証明書
（出生から死亡までの連続したもの）

- 2 相続人全員の戸籍謄本または
全部事項証明書

- 3 預金の払戻しを希望される方の
印鑑証明書





遺産分割調停の流れ

調停の申立て

申立書及び関連資料を作成し、
管轄家庭裁判所に申し立てる

調停期日

調停委員を介して相手方と話し合う
期間は3か月～1年以上

話し合い成立

調停成立

話し合い決裂

審判の手続き

審判決定

必要な書類

亡くなられた方の

出生から死亡までの戸籍	※
土地名寄帳（固定資産評価証明書）	※

相続権利のある方の

戸籍抄本	1通	※
印鑑証明書	1通	

相続される方の

戸籍抄本	1通	※
印鑑証明書	1通	
住民票	1通	※

※については、当方で取得可能です。

※遺産分割協議書での注意点

住所を記入するときには印鑑証明書と同じく記載してください。

とくに番地の書き方

例 1丁目17番地2 ○

・・・印鑑証明書と同じく記載してください。

1-17-2 ×

ご不明な点は

菅野行政書士事務所 0243-24-9898まで

ご連絡ください。

菅野行政書士事務所 行政書士 菅野清弘



相続・遺言・農地転用
契約書作成・内容証明

お電話
ください。

0243-24-9898

Mail info@sugeno.com
Fax 0243-24-9899

<http://sugeno.com>

取扱業務

- 相続、遺言、遺産分割 ■法人設立、定款作成 ■農地、土地利用
- 営業許可（碎石業、民泊） ■建設業全般 ■権利義務、事実証明
- 内容証明 ■成年後見 ■外国人（在留資格、帰化） ■交通事故

二本松市太田字深田 221 番地

業務実績

相続・遺産分割協議書作成関係業務 遺言書作成、遺言執行者

内容証明作成（債権回収・消費者保護・商取引） 自動車登録（相続・名義変更・車庫証明）

特殊車両通行許可申請、契約書作成・契約書チェック 会社役員変更、決算報告

農地転用申請（3条・4条・5条）、農振除外申請 創業融資事業計画書作成 他

国際結婚をお手伝いします。

当事務所ではフィリピン、インドにビジネスパートナーがいます。

今後も積極的に海外にビジネスパートナーを増やしていきます。

事務所の近所にも言葉、文化の違いなど不安を乗り越えて国際結婚された方が住んでいます。

当事務所では外国語通訳、翻訳も可能ですので気軽にご相談ください。

mail : sugenogyousei@gmail.com

携帯電話 090-7565-3500